

# 境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格に係る市内業者及び準市内業者の認定要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）を市内業者又は準市内業者として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 市内業者とは、境港市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。）を有している業者をいう。

2 準市内業者とは、境港市内に支店又は営業所（以下「支店等」といい、建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた営業所をいう。また、測量等業務のうち、測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）の規定による登録を行っている営業所をいう。）を有し、次の各号のいずれにも該当する業者をいう。

(1) 境港市外の本店等から委任され、見積、入札、契約締結等に係る事務を行う支店等（以下「委任先営業所」という。）であること。

(2) 法令等による許可が必要なものにあつては、その許可を受けていること。この場合において、法令等による許可が支店等ごとに必要な場合は、支店等においてその許可を受けていること。

(3) 法人であること。

(4) 別表に掲げる入札参加資格の有資格者（入札参加資格審査申請において、該当する資格区分を申請中である者を含む。）であり、同表に掲げる入札参加資格に応じた特記事項に該当する者であること。

(5) 建設工事にあつては、会社全体において、下記の人数以上境港市に住民登録を有する者を雇用（以下「市民雇用」という。）していること。なお、下記の従業員数及び市民雇用者数とは、社会保険及び雇用保険加入者を対象（以下この項において同じ。）とする。

ア 従業員数31人未満にあつては、市民雇用者数が3人以上

イ 従業員数31人以上51人未満にあつては、市民雇用者数が4人以上

ウ 従業員数51人以上にあつては、市民雇用者数が5人以上

(6) 測量等業務にあつては、会社全体において、市民雇用者数が1人以上であること。

(認定要件)

第3条 市内業者として認定するに当たり必要な要件は、境港市内に本店等を有しているものとする。

2 準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、本店等又は支店等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

ア フロア内で2社以上の会社が同居する場合は、パーティション等でそれぞれの会社が区切られていること。なお、その際はパーティション等に会社名を表示すること。

イ 兼用住宅の場合は、居住部分と事業用部分が完全に分離してあること。

ウ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。

エ 事務所の所在を明らかにした看板や表札、郵便受けが掲示されていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 責任者が存在し、常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中その営業所に勤務することをいう。以下この項において同じ。）していること。

イ 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が常勤していること。

(3) 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を備えていること。

(4) 通常の勤務時間中、常時連絡が取れる体制となっていること。

(5) 境港市に納付すべき法人市民税を完納していること。ただし、納税義務が発生している者に限る。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本店等又は支店等と認めないものとする。

(1) 配置人員が市外の本店等、又は他の支店等と兼務になっており、不在の状況が頻繁となっている場合

(2) 常時不在転送電話になっている場合、又は単なる取次ぎや単なる連絡員を配置している場合

(3) 市長が前項に規定する要件を満たしていないと判断した場合

(申請書類等の提出)

第4条 準市内業者としての認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類等を市長に提出しなければならない。

(1) 境港市入札参加資格に係る準市内業者認定申請書（様式第1号。以下「準市内業者認定申請書」という。）

- (2) 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）
- (3) 委任先営業所状況写真（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、申請書類等の内容に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日から1か月以内に、準市内業者認定申請書に変更内容がわかる書類を添付して提出しなければならない。

#### （認定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書類等の提出があった場合は、同書類等の審査を行い、適格と認める場合は境港市準市内業者認定名簿に登録するものとする。

2 市長は、申請者（準市内業者と認定された者を含む。）が第3条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ支店等を訪問し、次条に規定する実態調査を行う。

3 市長は、第1項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさない者と認めるときは、当該者にその旨を通知するものとする。

4 認定後に支店等を廃止した場合は、申請者は、速やかに市長へ報告するものとし、市長は、廃止した日をもって認定を取り消すものとする。

5 境港市準市内業者認定名簿は、透明性を向上するため閲覧に供することができる。

#### （実態調査）

第6条 申請者（準市内業者と認定された者を含む。）への実態調査は、申請書類等の内容に基づき、現状との照合を行うものとし、原則として予告をせずに調査員が現場の確認、聴き取り等を行い、必要に応じて関係書類の提示又は提出を求めるものとする。

2 調査員は、建設部管理課に属する職員をもって充てる。

3 市長は、実態調査の結果、申請者が第3条の認定要件を満たしていると認められない場合は、準市内業者として認定を行わない。この場合において、既に認定を受けている準市内業者については、認定を取り消すものとする。

4 市長は、実態調査の結果、支店等が法令に違反する疑いがある場合は、違反の内容程度等を踏まえて許可権者等へ照会又は通報することができる。

#### （入札参加の制限）

第7条 市長は、申請書類等の内容に虚偽を記載したことが判明した者については、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（令和3年4

月 1 日施行) 別表第 2 の 1 に規定する虚偽記載等に該当するものとみなし、資格停止等の措置を講じることができるものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降に申請されるものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

準市内業者の募集を行う入札参加資格及び特記事項一覧

入札参加資格 建設工事	特記事項
土木一式工事（一般）	<p>土木一式工事（一般）の準市内業者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1）米子市に本店等を有し、平成16年4月1日以前より引き続き境港市に委任先営業所を有すること。</p> <p>（2）平成16年4月2日以後に本店等を境港市から米子市へ移転した場合にあっては、境港市での営業年数が15年以上あること。</p>
建築一式工事（一般）	<p>建築一式工事（一般）の準市内業者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1）米子市に本店等を有し、平成16年4月1日以前より引き続き境港市に委任先営業所を有すること。</p> <p>（2）平成16年4月2日以後に本店等を境港市から米子市へ移転した場合にあっては、境港市での営業年数が15年以上あること。</p>
電気工事	特記事項なし。
管工事	特記事項なし。
舗装工事（アスファルト）※特殊工事	<p>舗装工事（アスファルト）の準市内業者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1）米子市に本店等を有し、平成16年4月1日以前より引き続き境港市に委任先営業所を有すること。</p> <p>（2）平成16年4月2日以後に本店等を境港市から米子市へ移転した場合にあっては、境港市での営業年数が15年以上あること。</p>

入札参加資格 測量等業務	特記事項
測量業務	特記事項なし。
建築関係建設コンサルタント業務（全業務）	特記事項なし。
土木関係建設コンサルタント業務	特記事項なし。
地質調査業務	特記事項なし。
補償関係コンサルタント業務	特記事項なし。